

業 務 仕 様 書

1 委託業務名

通信料金等の集中支払に係る一括請求業務

2 業務対象期間

令和8年12月1日から令和11年11月30日まで

(3年間。地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

3 委託場所

広島市中区基町10番52号 広島県庁南館1階 職員給与課 外

4 委託業務の目的

発注者は、令和6年2月1日から電話料金や通信回線料金及び電気料金等（以下「通信料金等」という。）について、一括請求による支払処理（以下「集中支払」という。）が可能なサービスを導入した。

令和8年11月30日に現行の集中支払サービスに係る契約が満了するが、令和8年12月1日以降も引き続き効率的かつ安定的な業務の実施を図るとともに、さらなる業務改善に寄与することを目的として、当該サービスを提供する。

5 委託業務の概要

発注者の通信料金等に係る支払業務の効率化を図るため、受注者は、各通信事業者からの請求を受けて支払を行い、当該支払分をまとめて発注者へ一括請求を行い、受注者は月1回、発注者に対して支払を行うサービスを提供すること。

一括請求にあたっては、受注者は個々の通信料金等の請求内容をCSVデータにより発注者に通知し、発注者は当該CSVデータを県のシステムに取り込むことにより支払処理を行う。

なお、このサービスそのものに係る委託料は本契約に基づいて支払うものであり、一括請求される個々の通信料金等の金額に含めてはならない。

6 一括請求に必要な要件

(1) 一括請求の対象

次の通信事業者の通信料金等を対象とし、毎月の一括請求の対象となる通信料金等の契約件数の上限を400件までとする。ただし、随時の支払いに係るもの及び通信事業者からの請求情報の取得が紙の請求書に限られるものは除くことができるものとする。

ア NTT西日本株式会社

イ ソフトバンク株式会社

ウ NTTドコモビジネス株式会社

エ 株式会社NTTドコモ

オ NTTファイナンス株式会社

カ KDDI株式会社

キ 楽天モバイル株式会社

(2) 一括請求の手法（支出の委託）

発注者は、受注者に対して、通信事業者の通信料金等の支払に必要な資金（想定される2か月分の金額を上限とする。）を事前に交付する。

受注者は、交付を受けた資金により、各通信事業者の通信料金等の支払を発注者に代行して行い（以下「支払代行」という。）、その後、支払代行した各通信事業者の通信料金等を、発注者に対し毎月まとめて一括請求すること。

なお、支払代行は地方自治法施行令第173条の3に定める「支出の委託」によるものであることから、広島県会計規則に基づき、次の条件を満たすこと。

ア 受注者が支払代行する前に、発注者から必要な資金を交付することから、当該資金を受け入れるための専用口座を作成し、その資金を適切に管理すること。

イ 受注者は、各通信事業者から領収証書を徴すること。

ウ 受注者は、毎月支払した翌月の初日から3開庁日以内に、発注者に精算書及び上記アに係る通帳の写しを提出すること。

なお、精算書の様式は別紙様式1のとおりとし、通帳の写しも含め、受注者からの電子メール等による電子的な手法での提出でも差し支えない。

エ 受注者は、発注者から交付を受けた資金の受払に係る現金出納簿を備え付けること。

なお、現金出納簿の様式は別紙様式2のとおりとし、電子的な手法での管理でも差し支えない。

オ 受注者は、当該資金の受払（管理を含む。）及び取扱いについて、一括請求業務を適正に実施していることの確認を目的とした、発注者の会計検査（年1回程度を予定）を受けること。

カ 必要な資金の交付は発注者の会計年度単位に行うため、受注者は、各会計年度の最終月（3月）の通信料金等の一括請求の支払を5月15日までにすることとし、発注者の支払処理が完了した後、受注者は、発注者が発行する返納通知書もしくは当該返納通知書に代えて発行する返還通知により、各会計年度の出納整理期間（5月）末までの間に、残余の資金を発注者に返還すること。

キ 上記カに定める残余の資金の発注者への返還は5月29日までに行うものとし、当該日が広島県会計規則に定める開庁日に該当しない場合は、直前の開庁日までに行うものとする。

ク 受注者は、交付を受けた資金により、各会計年度の終了（3月）までに発生した利息がある場合は、発注者に連絡し、発注者が発行する納入通知書により、翌月（4月）末までに発注者に払込を行うこと。

(3) 一括請求に基づく発注者の支払処理

受注者が一括請求した通信料金等に対する発注者からの支払は、次の条件により実施する。

ア 発注者から受注者への支払は、月1回の別途決められた日（当該規定日が銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条に定める銀行の休日（以下「銀行休業日」という。）に該当する場合は、発注者の規定に基づき支払可能である直近の日。）であること。

イ 支払対象となる通信料金等が発生した月の、翌々月の20日（当該日が銀行休業日に該当する場合は、発注者の規定に基づき支払可能である直近の日。）までに、発注者からの支払が完了できること。例として、4月分の請求は、6月20日までには発注者からの支払を完了できること。ただし、3月分の請求は、5月15日までに発注者からの支払を完了できること。

ウ 上記イの支払処理を行うため、支払対象となる通信料金等が発生した月の、翌々月の10日までに受注者からの一括請求に係る請求書を発注者が受領できること。なお、当該請求書は受注者がインターネット上で提供するWebサイト等（以下「Webサイト」という。）から、発注者がダウンロードを行う方法又は受注者からの電子メール等による電子的な手法での提出でも差し支えない。

エ 発注者からの支払は、上記（２）アで作成した専用口座に対し、減額分を補填することを目的とした口座振替払による資金前渡として行う。

（４）一括請求に係るデータ提供要件

ア データ形式

（ア）請求データはCSVデータ（文字コード：Shift JIS）であること

（イ）請求データは発注者のシステムで取込処理を行うため、通信事業者を区別せず統一された別紙データレイアウト仕様に定めるデータフォーマットで作成すること。

通信事業者により異なるフォーマットであってはならない。

なお、データレイアウト仕様に定める「請求元会社コード」等、発注者のシステムで使用しているコードの詳細については、契約締結後に提供、協議するものとする。

（ウ）発注者のシステムに取込むため、必要な調整に応じられること。

（エ）データフォーマットの変更は発注者側のシステム改修を伴うため、真にやむを得ない場合を除き変更は行わないこと。

なお、データフォーマットを変更する場合は、変更を予定する年度の前年度の9月までに情報を提供し、あらかじめ発注者と協議して行うこと。

（オ）請求データはMicrosoft Excel形式でも提供すること。

イ データの内容

（ア）請求単位に付された番号（電話番号や請求番号等）はユニークであることとし、他と重複しないようにすること。

（イ）各通信事業者が分かるデータであること。

（ウ）利用料金の明細が分かるデータであること。なお、各通信事業者からの請求データに明細が含まれておらず、明細データの電子的な取得ができない場合は、「●年●月分利用料」のように1件データとして作成して差し支えない。

（エ）請求データに含まれる請求単位に付された番号（電話番号や請求番号等）が、発注者のシステム上に存在せず不一致となった場合、該当の番号について発注者から連絡するので、当該請求書の番号を契約している県の所属を調査し、早急に報告すること。なお、当該調査に時間を要し、発注者からの支払に支障をきたす場合は、当該番号を外した請求データを再提出すること。

（オ）上記（エ）により請求されなかった金額のうち、正しく県の契約であることが確認できた番号については、翌月以降の請求データに含めてよいものとする。ただし、利用月が各会計年度の最終月（3月）に属する場合で、当該会計年度の出納整理期間（5月）までの支払とならないものについては、過年度支出の取り扱いとなるため、別途発注者と取り扱いを協議するものとする。

（カ）上記（エ）で不一致となり、かつ、県の契約であることが確認できない番号については、発注者からの支払は行わない。

(キ) 上記(エ)による請求データの再提出は、年1回の発生を前提として見積金額に含めるとともに、再提出作業1回の単価を入札時に明示すること。

ウ データの提供及び保存等

(ア) 請求データは、受注者がインターネット上で提供するWebサイトから、発注者がダウンロードを行う方法又は受注者からの電子メール等により、発注者が受信できること。

(イ) Webサイトへのアクセスを含め、請求データは、第三者等に漏洩することのない厳重な情報管理がされていること。

(ウ) Webサイトを利用する場合、受注者は、発注者に当該Webサイトの利用マニュアルを提供すること。当該マニュアルは紙又は発注者が読み込みできる形式の電子データにより提供するものとし、既存の資料等でも差し支えないが、内容について発注者からの問い合わせがある場合は、適切かつ丁寧な説明を行うこと。

(エ) Webサイトを利用する場合、受注者は、発注者に請求データの取得、閲覧、分析を行える権限を持つユーザーIDを発行すること。また、複数の部署での利用について制限の無いこと。

(オ) 請求データは、利用月の翌月末までに提供できること。

(カ) 請求データは、発注者において、通信料金等の一括請求を行った月の属する年度の翌年度から起算して10年間保管できること。

(5) 一括請求業務を開始するための事務

令和8年12月支払分から受注者が支払代行できるよう、次により対応すること。なお、円滑に業務を開始することを目的とし、発注者からは通信料金等に係る納付書の写しを交付する。

ア 発注者が納付書により個別に支払処理を行っている通信料金等を、本契約に基づく一括請求業務へ引き継ぐ事務を行えること。

イ 発注者が既存の方法により集中支払している通信料金等を、本契約に基づく一括請求業務へ引き継ぐ事務を行えること。対象となる通信料金等、引き継ぐ方法及び時期については、発注者と調整とする。

ウ 上記ア、イにより発注者が引き継ぎを希望する通信料金等のうち、受注者が取り扱いえないものについては、発注者にその理由を具体的に回答すること。

(6) 疑義等の対応

請求内容に疑義が生じた場合、発注者からの問い合わせ等に対応できること。

(7) 一括請求に係る委託料の支払

上記2に掲げる業務対象期間における、一括請求に係る委託料の支払については、別紙業務委託契約約款により行う。

7 一括請求業務に係る利用料金の見積もり条件

(1) 通信回線数

通信回線数は、400回線/月で見積すること。

(2) 対象事業者

上記6(1)に掲げる通信事業者の請求書に対応すること。

(3) 事前調整対応

契約日から上記2に掲げる業務対象期間の開始日までの期間において、受注者は、上記6に掲げる要件を満たすための事前調整について、適切に対応を行うものとする。

(4) 提供されるサービス

受注者自らが構築、運用する、地方公共団体に導入実績のあるサービスを提供すること。

8 監督及び調査

(1) 監督

本契約の適正な履行を確保するため必要と認められる場合は、県担当職員を本契約のサービス提供場所、その他必要な場所に派遣し監督を行うことができるものとする。

(2) 調査

受注者は、県担当職員の質問、検査及び資料の提出などの指示に応じ、かつ、修正又は再設定の要求があったときは、これに応じなければならない。

9 情報セキュリティ管理

本契約の実施に際し、情報セキュリティ要件に留意し、広島県情報セキュリティポリシー及び実施手順のうち受注者が守るべき事項や、機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項を遵守するとともに、機密情報等の管理を適正かつ厳格に行うこと。

また、本契約に携わる者は、いかなる場合においても業務（付随的業務を含む）の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

なお、再委託を行った場合は、当該再委託先についても同様とする。

10 指定公金事務取扱者の指定

(1) 指定公金事務取扱者の要件

支払代行は、地方自治法第243条の2第1項に定める公金事務の委託によるものであることから、受注者は次の要件に該当する者であること。

ア 公金事務を適切かつ確実に遂行できる財産的基礎を有すること。

イ その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

(2) 提出書類

発注者は、受注者の決定後から契約締結までの間に、受注者が上記(1)の要件に該当することを確認するものとする。受注者は、落札決定後速やかに次の書類を提出すること。

ア 指定公金事務取扱者申出書（押印不要）

イ 誓約書（押印不要）

ウ 財務諸表（写し可、直前1年分）

・ 貸借対照表及び損益計算書

・ 株主総会等で確定したものを提出すること。（確定していなければ1期前のもの）

・ 連結財務諸表を作成している場合でも、申請する法人の個別財務諸表を提出すること。

・ 決算期の変更等により直前の財務諸表が1年分に満たない場合は、1期前のものも提出すること。

エ 登記事項証明書（写し可、3か月以内のもの）又はこれに準ずるもの

- ・これに準ずるもの：定款（写し）及び役員体制（公表されているもの）
- オ 広島県税の納税証明書（写し可、3か月以内のもの）
- ・広島県に納税のある場合のみ。他都道府県の納税証明書は不要。
- カ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可、3か月以内のもの）

11 契約終了時の情報提供

本契約の終了後、一括請求の対象としていた通信料金等については、後継となる同様のサービスに引き継ぐことを予定している。

後継サービスへの引継ぎのため、受注者は、発注者が本契約に基づき受注者に提供した納付書のコピー（PDFによる電子的な提供で差し支えない）や、上記6（4）に掲げるデータ等、後継サービスへの引継ぎに必要となる情報について、発注者の求めにより誠実かつ確実に提供すること。なお、当該情報の提供に係る費用は、受注者の負担とする。

12 その他

（1）疑義の解決

受注者は、この仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項で必要が生じた場合は、発注者に協議してその指示を受けること。

（2）その他

将来的に上記6（1）に掲げる通信事業者以外にも一括請求の対象を拡大することを検討しているので、受注者は、発注者の求めに応じて対象の拡大について協力すること。

以 上

資金前渡精算書(常時)

様式1

支出負担行為所属	年度	精算年月日

支出番号

資金前渡累計額 (A)	円	前月繰越額	円
		本月受領額	円
支 払 額 累 計 (B)	円	本月支払額	円
		本月回収額	0 円
		本月更正額	0 円
精 算 残 額 (A)－(B)	円		

資金前渡の内容	
---------	--

上記のとおり精算します。

収支等命令者 様
(支出事務受託者住所氏名)

印

備考	
----	--

【事例】
令和8年度

年月日	適用	受			払			残		
		現金	預貯金	計	現金	預貯金	計	現金	預貯金	計
令和9年1月10日	通信料金支払委託(12月利用1月支払分の資金前渡)		10,000,000	10,000,000					10,000,000	10,000,000
令和9年1月20日	〇〇社へ支出					9,123,456	9,123,456		876,544	876,544
令和9年2月10日	通信料金支払委託(12月利用・1月支払による減額分)		9,123,456	9,123,456					10,000,000	10,000,000
令和9年2月20日	〇〇社へ支出					8,765,432	8,765,432		1,234,568	1,234,568
令和9年3月10日	通信料金支払委託(1月利用・2月支払による減額分)		8,765,432	8,765,432					10,000,000	10,000,000
令和9年3月20日	〇〇社へ支出					9,654,321	9,654,321		345,679	345,679
令和9年3月31日	利子		123	123					345,802	345,802
令和9年4月9日	利子払込み					123	123		345,679	345,679
令和9年4月10日	通信料金支払委託(2月利用・3月支払による減額分)		9,654,321	9,654,321					10,000,000	10,000,000
令和9年4月20日	〇〇社へ支出					9,001,234	9,001,234		998,766	998,766
令和9年5月10日	通信料金支払委託(3月利用・4月支払による減額分)		9,001,234	9,001,234					10,000,000	10,000,000
令和9年5月11日	年度精算による返納					10,000,000	10,000,000		0	0
計			46,544,566	46,544,566		46,544,566	46,544,566		0	0

2

データレイアウト仕様書

No	項目名	属性	桁数	必須項目	項目内容	データの内容	項目省略時の設定	チェック内容
01	【内訳レコード】							
01	組織コード1	X	12		課コード5桁	例:「07i16」「07i13」等		
02	組織名1	N	30		課コードに対応する名称	例:「職員給与課」「デジタル基盤整備課」等		
03	組織コード2	X	12		設置場所	例:「B14」等		
04	組織名2	N	30		対応する名称	例:「設置場所」等		
05	組織コード3	X	12		未使用	—		
06	組織名3	N	30		未使用	—		
07	組織コード4	X	12		未使用	—		
08	組織名4	N	30		未使用	—		
09	組織コード5	X	12		未使用	—		
10	組織名5	N	30		未使用	—		
11	役務コード	X	2		回線番号毎にシステムで付与されているサービスに対するコード	例:「01」「5Z」等		
12	請求元会社コード	X	2		請求書発行元の会社コード	例:「02」「31」等		
13	請求元会社名	N	30		請求書発行元の会社名	例:「〇〇会社」等		
14	請求年月	9	6	○	yyyymm (半角6桁) 西暦「年4桁」「月2桁」	例:「202401」等		
15	回線番号	X	18	○	18桁以内 ハイフンなし	例:「N100000001」「0822282111」等		
16	請求番号	9	10	○	発注者からの請求番号	例:「0129155001」等		
17	レコード種別	9	1	○	1:内訳 2:小計	「1」 ※固定値		
18	請求内訳通番	9	4		請求内訳の順番	例:「1」「102」等		
19	ご利用会社共通コード	X	2		ご利用になった電話会社のコード	例:「12」「31」等		
20	利用会社名	N	30		ご利用になった電話会社名	例:「〇〇会社」等		
21	システムコード	X	2		請求書作成を行った請求元会社	例:「11」「H6」等		
22	請求元会社請求年月	9	6		yyyymm (半角6桁) 西暦「年4桁」「月2桁」	例:「202401」等		
23	請求内訳コード	X	10		発注者で自動付与	例:「991G0001」「040GU2PA」等		
24	請求内訳名	N	30	○	発生者で自動付与	例:「回線使用料」等		
25	請求額	9	12	○	マイナス金額の場合、符号付	例:「2000」「-100」等		
26	税コード	X	2		請求内訳に対する税区分	例:「31」「93」等		
27	利用期間開始年月日	9	8		yyyymmdd (半角8桁) 西暦「年4桁」「月2桁」「日2桁」	例:「20240301」等		
28	利用期間終了年月日	9	8		yyyymmdd (半角8桁) 西暦「年4桁」「月2桁」「日2桁」	例:「20240329」等		
02	【小計レコード】							
01	組織コード1	X	12		同上	同上		
02	組織名1	N	30		同上	同上		
03	組織コード2	X	12		同上	同上		
04	組織名2	N	30		同上	同上		
05	組織コード3	X	12		同上	同上		
06	組織名3	N	30		同上	同上		
07	組織コード4	X	12		同上	同上		
08	組織名4	N	30		同上	同上		
09	組織コード5	X	12		同上	同上		
10	組織名5	N	30		同上	同上		
11	役務コード	X	2		同上	同上		
12	請求元会社コード	X	2		同上	同上		
13	請求元会社名	N	30		同上	同上		
14	請求年月	9	6	○	同上	同上		
15	回線番号	X	18	○	同上	同上		
16	請求番号	9	10	○	同上	同上		
17	レコード種別	9	1	○	同上	「2」 ※固定値		
18	請求内訳通番	9	4		同上	「0」 ※固定値		
19	ご利用会社共通コード	X	2		同上	「99」 ※固定値		
20	利用会社名	N	30		同上	「」 ※固定値		
21	システムコード	X	2		同上	同上		
22	請求元会社請求年月	9	6		同上	同上		
23	請求内訳コード	X	10		同上	「ZZZ0」 ※固定値		
24	請求内訳名	N	30	○	同上	「小計」 ※固定値		
25	請求額	9	12	○	同上	同上		レコード種別「1」の小計データの合計額となること(回線番号で集約)
26	税コード	X	2		同上	「0」 ※固定値		
27	利用期間開始年月日	9	8		同上	「」 ※固定値		
28	利用期間終了年月日	9	8		同上	「」 ※固定値		